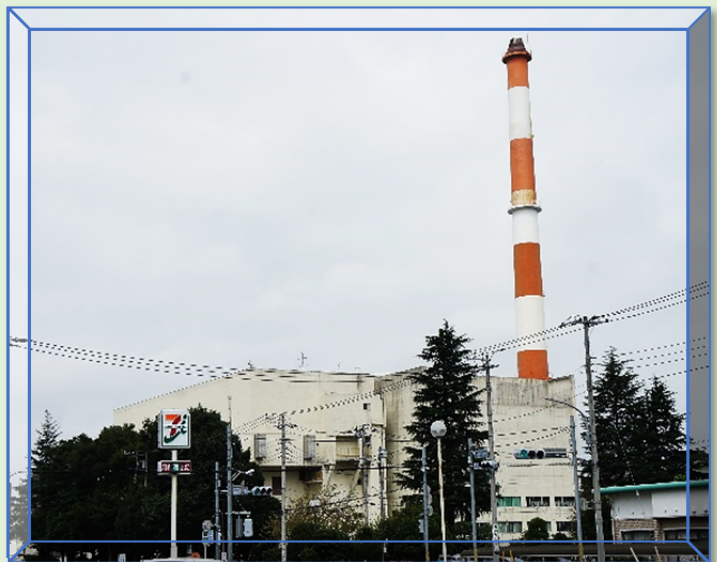


千葉市北谷津新清掃工場建設に係る 計画段階環境配慮書のあらまし



平成 28 年 12 月 千葉市

はじめに

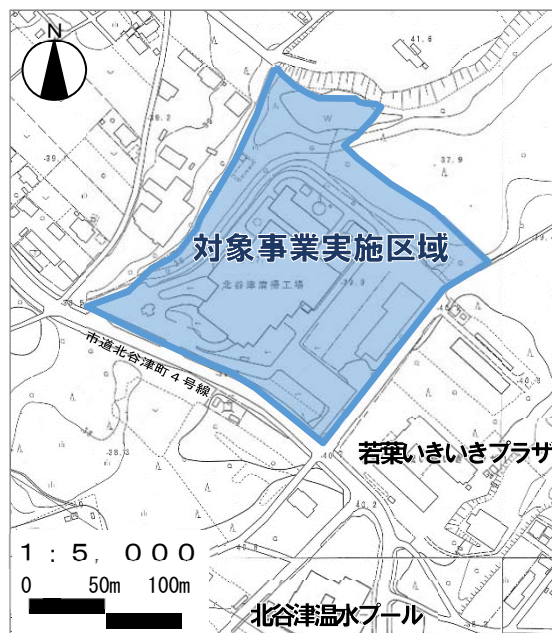
本市では、可燃ごみの焼却処理を3つの施設（北谷津清掃工場、北清掃工場、新港清掃工場）で行っています。このうち、北谷津清掃工場は運用開始後 39 年目を迎え、老朽化が進んでおり、平成 28 年度末には停止する予定です。また、他の北清掃工場、新港清掃工場についても平成 30 年代後半には老朽化していく状況にあり、代替施設の計画的な整備が必要となっています。現在の北谷津清掃工場用地に新清掃工場を建設するにあたり、重大な環境影響の回避・低減のため、計画段階環境影響評価を行い、配慮書を作成しました。

一方、市民の皆様のご協力により、焼却ごみ量が減少していることから、現在の「3清掃工場体制」から、今後は「3用地2清掃工場運用体制」へと移行する計画としています。

事業概要

本事業の計画の内容は、次に示すとおりです。

項 目	概 要
事業者	千葉市
所在地	千葉市若葉区北谷津町 347 番地 (現在の北谷津清掃工場用地)
区域の面積	31,710m ²
処理能力	585 t / 日 (195 t / 日 × 3 炉)
処理対象	本市から排出される一般廃棄物 ・可燃ごみ ・破碎不燃残渣 ・市内の他施設の焼却主灰 ・災害廃棄物
ごみ受入時間	月曜日～土曜日 8:15～16:00
稼働時間	24 時間連続運転
煙突高さ	130m
供用開始	平成 38 年度 (予定)



工事計画

工事項目		平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
解体撤去工事		←→					
建築土木 工事	建築土木工事		←→				
	外構工事					←→	
	植栽工事					←→	
建築工事	基礎・杭工事		←→				
	建築工事		←→	←→	←→	←→	
プラント工事				←→	←→	←→	
試運転						←→	
稼働							○

複数案の設定

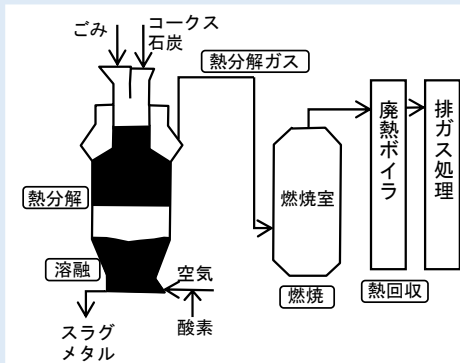
配慮書は、事業の計画段階に実施する手続きです。事業計画を策定し、環境影響を比較整理することで、重大な影響の回避・低減を図ってまいります。

本事業は、右表のとおり、ごみ処理方式について2案、敷地内の施設配置について2案を設定し、環境影響の検討を行いました。詳細は以下のとおりです。

区 分	複数案
処理方式	i 案 シャフト炉式
	ii 案 流動床式
施設配置	①案 煙突北側配置案
	②案 煙突南側配置案

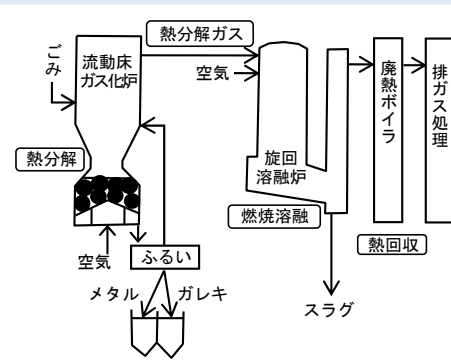
処理方式

i 案 シャフト炉式



ごみを製鉄用の溶鉱炉状の竖型炉（シャフト炉）上部から投入し、乾燥→熱分解→熔融を行い、ごみはすべて熔融状態でスラグ、メタルとして回収します。排ガスは、熱回収の後、排ガス処理設備で処理します。

ii 案 流動床式



流動床炉（高温の流動砂の熱を利用して燃焼する方式）で熱分解を行い、熱分解ガスに随伴した炭化物（チャー）と灰分は巡回熔融炉で熔融します。排ガスは、熱回収の後、排ガス処理設備で処理します。

施設配置

①案 煙突北側配置案



煙突を北側に配置し、プラットフォームを南側とします。ごみ搬入車両等の出入口（△）は、既存の北谷津清掃工場と同様に敷地の南西側とし、このほかに一般車両等の出入口（▲）を2箇所設置します。

②案 煙突南側配置案



煙突を南側に配置し、プラットフォームを北側とします。ごみ搬入車両等の出入口（△）は敷地の南側とし、一般車両等の出入口（▲）についてはごみ搬入車両等のものとは別に南側に設置します。

計画段階環境影響評価の項目

事業や地域の特性を勘案し、複数案について環境に重大な影響を及ぼすおそれのある項目、比較評価を適切に行うことのできる項目を選定しました。

影響要因の区分 環境要素の区分				工事 による 影響	存在 による 影響	供用による影響				
				切土等 及び 工作物等 の存在	地形改変後の土地 及び 工作物等の存在	施設の稼働			廃棄物の搬出入	廃棄物の発生
						排出ガス	排水	機械等の稼働		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素			●			●	
			二酸化硫黄			●				
			浮遊粒子状物質・ばいじん			●			●	
			有害物質			●				
		悪臭	臭気指数		●	●				
			臭気排出強度			●				
		騒音振動	特定騒音					●		
			振動					●		
	地質環境	土壌	有害物質	●						
			表土	●						
		地下水質	有害物質	●						
快適な生活環境の保全に係る環境要素	その他	日照障害	日照障害		●					
	景観	眺望地点			●					
		眺望景観			●					
地球環境保全への貢献に係る環境要素	廃棄物等	廃棄物								●
	温室効果ガス等	二酸化炭素				●		●		

●：配慮書において選定する項目

予測及び評価結果

工事による影響

【土壌・地下水質】

影響要因：切土等及び工作物等の存在		
処理方式に関する複数案	i 案 シャフト炉式	既存の北谷津清掃工場の解体・撤去及び計画施設の建設に先立ち、 <u>土壌調査を行い、汚染の有無について確認を行うこととしている。その際に土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法等に基づく適切な手続きを実施のうえ、汚染土の飛散等を防止し、適切な処理・処分を行うことから、周辺環境への重大な影響はない。</u>
	ii 案 流動床式	
施設配置に関する複数案	①案 煙突北側配置	同上
	②案 煙突南側配置	

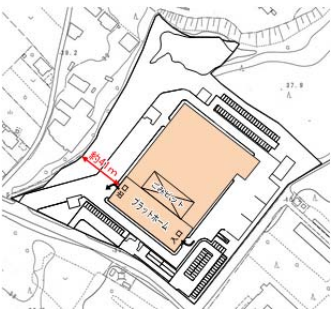
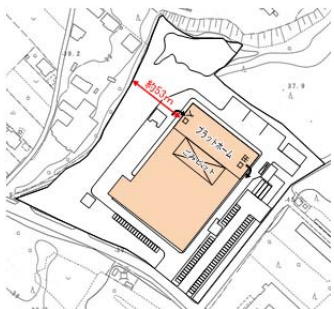
存在・供用による影響

【大気質】

影響要因：施設の稼働（排出ガス）					
処理方式に関する複数案	i 案 シャフト炉式	【最大着地濃度】		【将来濃度】	
		区分	付加濃度	区分	将来濃度
		二酸化硫黄	0.00006ppm	二酸化硫黄	0.006ppm
		二酸化窒素	0.00018ppm	二酸化窒素	0.026ppm
		浮遊粒子状物質	0.00006mg/m³	浮遊粒子状物質	0.063mg/m³
		ダイオキシン類	0.00060pg-TEQ/m²	ダイオキシン類	0.031pg-TEQ/m²
	最大着地濃度は ii 案と同程度である。		将来濃度は環境基準等を満足することから、重大な影響が生じることはない。		
	ii 案 流動床式	【最大着地濃度】		【将来濃度】	
		区分	付加濃度	区分	将来濃度
		二酸化硫黄	0.00006ppm	二酸化硫黄	0.006ppm
二酸化窒素		0.00019ppm	二酸化窒素	0.026ppm	
浮遊粒子状物質		0.00006mg/m³	浮遊粒子状物質	0.063mg/m³	
ダイオキシン類		0.00064pg-TEQ/m²	ダイオキシン類	0.031pg-TEQ/m²	
最大着地濃度は i 案と同程度である。		将来濃度は環境基準等を満足することから、重大な影響が生じることはない。			
影響要因：廃棄物の搬出入					
施設配置に関する複数案	①案 煙突北側配置	【対象事業実施区域付近】			
	②案 煙突南側配置	【対象事業実施区域付近】			

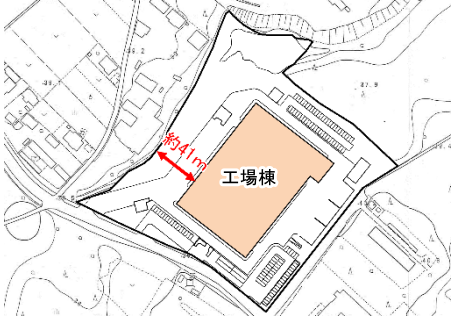
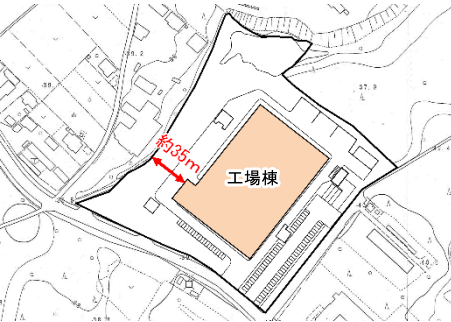
①案 煙突北側配置	・搬入路から住宅地側の敷地境界までの距離は約19mであり、②案と同程度。 ・発生量は窒素酸化物が 26.7kg/年、浮遊粒子状物質が 0.43kg/年となる。
②案 煙突南側配置	・搬入路から住宅地側の敷地境界までの距離は約 20mであり、①案と同程度。 ・発生量は窒素酸化物が 22.0kg/年、浮遊粒子状物質が 0.36kg/年となり、 ②案のほうがやや少なくなるものの、①案と同程度。

【悪臭】

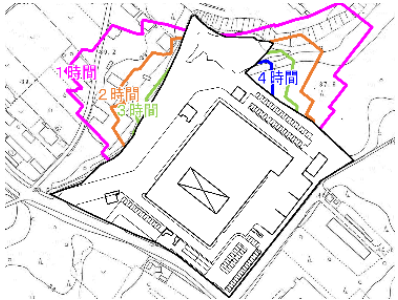
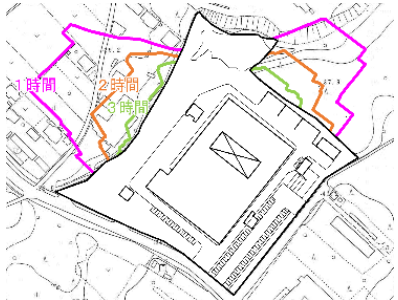
影響要因：施設の稼働（排出ガス）		
処理方式に関する複数案	i 案 シャフト炉式	【最大着地濃度地点】 臭気濃度：10 未満（臭気指数：10 未満）
	ii 案 流動床式	【最大着地濃度地点】 臭気濃度：10 未満（臭気指数：10 未満）
影響要因：工作物等の存在		
施設配置に関する複数案	①案 煙突北側配置	【敷地境界までの距離】 プラットホームの開口部からの距離は、約 41 mであり、②案と同程度であるため、 周辺に対する影響に大きな差はない。 
	②案 煙突南側配置	【敷地境界までの距離】 プラットホームの開口部からの距離は、約 53 mであり、①案と同程度であるため、 周辺に対する影響に大きな差はない。 
		【重大な影響の有無】 敷地境界において、臭気指数 16 以下とし、周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする計画であることから、 住宅地への臭気による影響はさらに小さいものとなり、重大な影響が生じることはない。
		同上

存在・供用による影響

【騒音・振動】

影響要因：施設の稼働（機械等の稼働）		
施設配置に関する複数案	①案 煙突北側配置	【敷地境界までの距離】 工場棟からの距離は、約 41mであり、②案と同程度であるため、<u>周辺に対する影響に大きな差はない。</u>  【重大な影響の有無】 敷地境界において次のとおりとする計画であることから、<u>周辺の住宅地への影響は小さいものになり、重大な影響が生じることはない。</u> ・騒音 朝・夕 50 デシベル以下 昼間 55 デシベル以下 夜間 45 デシベル以下 ・振動 昼間 60 デシベル以下 夜間 55 デシベル以下
	②案 煙突南側配置	【敷地境界までの距離】 工場棟からの距離は、約 35mであり、①案と同程度であるため、<u>周辺に対する影響に大きな差はない。</u>  同上

【日照障害】

影響要因：工作物等の存在		
施設配置に関する複数案	①案 煙突北側配置	【計画施設による日影】 1 時間以上 2 時間未満及び 2 時間以上 3 時間未満日影となる面積は②案より小さくなる。なお、一部 3 時間以上 4 時間未満及び 4 時間以上日影となる部分がみられるが、その日影となる部分には人家等は存在しないため、<u>②案に比べより環境に配慮した案である。</u> 
	②案 煙突南側配置	【計画施設による日影】 1 時間以上 2 時間未満及び 2 時間以上 3 時間未満日影となる面積は①案に比べ大きくなる。また、一部 3 時間以上 4 時間未満日影となる部分がみられ、その日影となる部分に人家等が存在する。 

存在・供用による影響

【景観】

影響要因：工作物等の存在		
施設配置に関する複数案	①案 煙突北側配置	【計画施設による景観の変化】 煙突の位置は、現状とほぼ同じであり、<u>現況からの眺望景観の変化は小さい。</u> また、予測地点から煙突を見たときの垂直視角（仰角）は、約13.0～29.7度となり、一部の地点を除き①案のほうが小さくなる。 予測結果（代表的な地点）   対象事業実施区域南側 千葉川上八街線沿道
	②案 煙突南側配置	【計画施設による景観の変化】 煙突の位置が現状と大きく変わるとともに、工場棟の高さのある壁面が道路に近いことから、対象事業実施区域南側の市道北谷津町4号線沿道からの眺望景観は現況から大きく変化する。 また、予測地点から煙突を見たときの垂直視角（仰角）は、約14.6～52.2度となる。 予測結果（代表的な地点）   対象事業実施区域南側 千葉川上八街線沿道

【廃棄物】

影響要因：廃棄物等の発生		
処理方式に関する複数案	i 案 シャフト炉式	【最終処分量】 飛灰処理物：約 7,300 t/年 <u>i 案のほうが発生量が少ないことから、より環境に配慮した案である。</u>
	ii 案 流動床式	【最終処分量】 飛灰処理物：約 8,900 t/年

【温室効果ガス等】

影響要因：施設の稼働（排出ガス、機械等の稼働）		
処理方式に関する複数案	i 案 シャフト炉式	【温室効果ガスの排出量】 約 54,071 t-CO₂/年
	ii 案 流動床式	【温室効果ガスの排出量】 約 28,805 t-CO₂/年 <u>ii 案のほうが排出量が少ないことから、より環境に配慮した案である。</u>

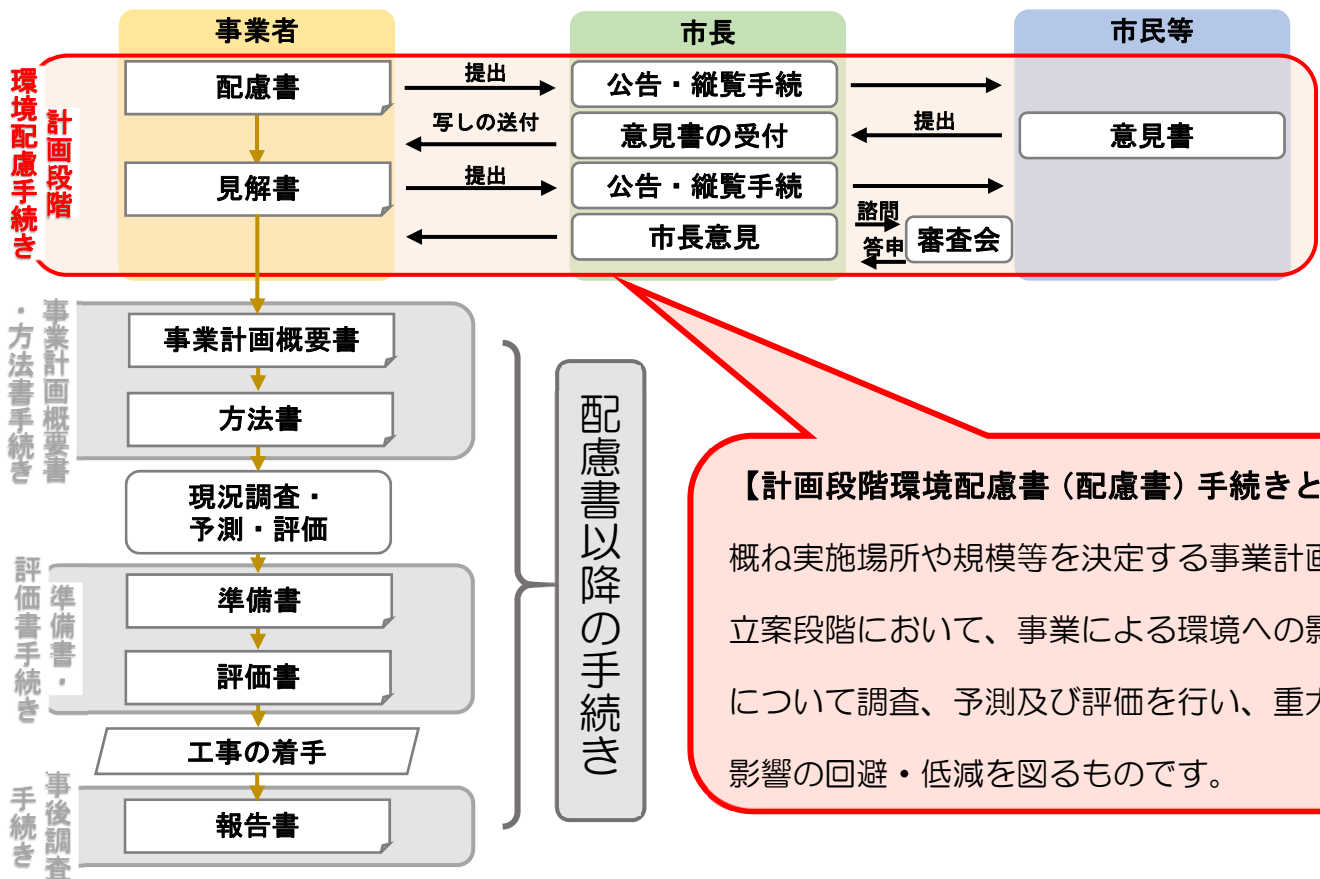
複数案の選定

処理方式に関する複数案	施設配置に関する複数案
環境面の検討では、廃棄物の観点からは i 案が、温室効果ガスの観点からは ii 案がより環境に配慮した計画案となる。 処理方式については、施設建設の発注段階では決定しないため、発注にあたっては本検討結果を発注関連資料として添付するなど<u>処理方式の選定に十分に配慮する。</u>	環境面の検討では、日照阻害及び景観の観点からは①案がより環境に配慮した計画案となる。 日照阻害及び景観については、計画施設では煙突・建屋ともに既存の北谷津清掃工場と比べて大きくなることを避けるのが困難であり、一定の影響が生じることが想定されるため、より影響の小さい①案を選定することが望ましいと考える。 また、施設運営の観点からは、敷地内にゴミ搬入車両の待機スペースをより確保できる等の理由から、①案が望ましいと考える。 以上を踏まえ、<u>施設配置に関する複数案については①案（煙突北側配置）を選定することとする。</u>

千葉市 計画段階環境影響評価実施要綱・環境影響評価条例 手続きフロー（概要）

【環境影響評価（環境アセスメント）とは】

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行うとき、事業者自らが事業の実施に先立って周辺の環境の状況を調査し、事業を実施した場合に環境にどのような影響を与えるか予測と評価を行い、その結果について市民の皆さんや専門家の意見を聴くことで、より良い事業計画を作り上げるための制度です。



配慮書の縦覧・意見書の受付

縦覧場所	縦覧期間
千葉市役所本庁舎4階 環境保全課、廃棄物施設課 各区役所地域振興課 中央図書館	平成29年1月4日(水)～2月2日(木) (土日祝日、中央図書館は休館日を除きます)

千葉市ホームページでもご覧になれます。(http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shisetsu/kitayatsu_hairyosyo.html)

配慮書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書をお寄せください。

- ・意見書には、住所、氏名、配慮書名を明記してください（様式は任意です）。
- ・持参、郵送（消印有効）、メール又はFAXにて受け付けています。※平成29年2月17日（金）締切

意見書の宛先

住所：〒260-8772 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市 環境局 環境保全部 環境保全課
メール：kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp FAX：043-245-5553

本事業に関するお問い合わせ・連絡先

千葉市 環境局 資源循環部 廃棄物施設課 施設整備班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

電話：043-245-5243